

社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証

——韓国の日系企業の場合——

御 船 洋

The Verification of the Effect of Reducing the Burden of Social Insurance Premiums by the Conclusion of the Social Security Agreement: The Case of Japanese Companies in Korea

Hiroshi MIFUNE

Employees dispatched abroad must join the social insurance systems in both their home and partner countries, which raises the problem of double burden of social insurance premiums. It is the social security agreement that is concluded between the two countries to avoid this problem. With the social security agreement, companies do not have to join the social security system of the other country, eliminating the double burden of social insurance premiums.

This article estimates how much the social insurance premium of Japanese companies has been reduced by the social security agreement between Japan and Korea (signed in 2004 and effective in 2005).

Korea's public pension system currently consists of five systems, but its history is relatively short. The civil servant pension system, which is the first public pension system in Korea, was created in 1960, and the national pension system for employees of private companies (including the self-employed and the unemployed) was created in 1988.

The estimation result is as follows. With the conclusion of the Japan-Korea Social Security Agreement, the amount of social insurance premiums that Japanese companies in Korea could reduce in 2016 was approximately 1.46 billion yen.

Key Words : 韓国の日系企業, 社会保険料の二重負担, 社会保障協定, 公的年金保険

はじめに

海外に進出する日系企業の数が増加している。「海外在留邦人数調査統計」(外務省領事局政策課)によれば, 外務省が海外の日系企業数(拠点数¹⁾)の統計を取り始めた2005

1) 「拠点数」とは, 事業所の数を表す。たとえば同一企業が同じ国の3都市に支店を持つ場合,

年に約 3.5 万（拠点）だったものが、2018 年には約 7.8 万（拠点）へと、2.2 倍になっている。それに伴って海外在留邦人数も増加し、2005 年に約 101 万人だったものが、2018 年には約 139 万人へと、30%以上増加している。

企業が海外進出する場合には様々な問題に直面するが、その中でも重要な問題の 1 つが社会保険料負担、とりわけ公的年金保険料負担の問題である。具体的には次の 2 つの問題が生じる。

① 二重加入、二重負担の問題

企業から派遣されて海外勤務する従業員は、相手国の公的年金制度に加入し、年金保険料を負担しなければならない。通常、海外勤務中も自国で加入している公的年金制度は継続するから、結局、自国と相手国の両方で年金保険料を支払うことになる。これが公的年金制度の「二重加入」「二重負担」の問題である。

② 年金保険料の掛け捨ての問題

大多数の国では、公的年金の受給資格期間（公的年金が受給できるための加入期間）を設けている。相手国に滞在中、相手国の公的年金制度に加入して保険料を支払っても、加入期間が受給資格期間よりも短い場合には、相手国からの年金支給を受けられない。つまり、海外勤務中の年金保険料が「掛け捨て」になってしまうのである。

この 2 つの問題を回避するために 2 国間で締結されるのが「社会保障協定」(social security agreement) である。社会保障協定が結ばれると、海外派遣従業員の相手国滞在期間が原則 5 年以内であれば、相手国の公的年金制度に加入する必要はなくなって「二重加入」が回避でき、年金保険料の「二重負担」はなくなる。一方、年金保険料の掛け捨ての問題については、自国の公的年金制度への加入期間と相手国の公的年金制度への加入期間を通算できるようになる。したがって、仮に「二重加入」の期間が全くない場合、相手国の公的年金制度加入期間が相手国の受給資格期間よりも短く、かつ、自国の公的年金制度加入期間が自国の受給資格期間よりも短くても、公的年金制度加入期間を通算した年数が各国の受給資格期間よりも長ければ、両方の国から（老齢）年金給付を受け取れ、年金保険料の「掛け捨て」は一切なくなる²⁾。

日本は、現在（2021 年 9 月現在）、23 か国と社会保障協定を締結している。そのうち、協定発効済の国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハン

拠点数は 3 とカウントされる。したがって、通常、企業数よりも拠点数の方が多い。ただし、本稿では、拠点数も「○社」と数えて表記することとする。

2) これらの問題についてのより詳しい説明は、御船（2010）（2018a）を参照せよ。

ガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国の20か国である。署名済だが協定未発効の国はイタリア、スウェーデン、フィンランドの3か国である³⁾。

本稿では、日本との社会保障協定発効国のうち、韓国（2004年2月17日署名、2005年4月1日発効⁴⁾）を取り上げ、韓国に進出している日系企業が日・韓社会保障協定の存在によって、社会保険料負担をどのくらい節約できているかを推計し、それによって社会保障協定の重要性を浮き彫りにしたい。

以上の点を踏まえつつ議論は次の順序で行う。まずⅠ節で、韓国における日系企業の実態をデータを用いて明らかにする。次にⅡ節で、それを踏まえて韓国の日系企業で働いている派遣従業員数を、産業別・業種別・年代別・男女別に推計する。Ⅲ節で、韓国の公的年金制度についてその概要を説明する。そしてⅣ節において、Ⅱ節で推計した派遣従業員数を業種別・年代別・男女別の賃金水準のデータと突き合わせることで、派遣従業員の賃金水準を計算する。そして、韓国の年金保険料率を用いて年金保険料の金額を求め、それらを集計して最終的に韓国における日系企業の派遣従業員全体に対する年金保険料の合計額（＝社会保障協定締結による負担軽減額）を推計する。

なお、本研究の先行研究といえるものは、筆者自身の研究⁵⁾を除くとわずか2件を数えるのみである。すなわち、日本経済団体連合会は日本在外企業協会、日本貿易会と連名で、これまでに社会保障協定の促進に関する意見書を4回出しているが⁶⁾、そのうち

-
- 3) 23か国のうち、一番最近署名が行われたのはフィンランドである（2019年9月23日署名）。署名済でも協定が未発効であれば、年金保険料の二重負担防止と年金加入期間通算の措置は発動しない。署名済で協定未発効だった国のうち、スロバキアとの社会保障協定（2017年1月30日署名）が2019年7月1日に、中国との社会保障協定（2018年5月9日署名）が2019年9月1日に、それぞれ発効した。なお、23か国のうち、イギリス、韓国、イタリア、中国の4か国との社会保障協定には、年金保険料の二重負担防止措置のみが含まれ、年金加入期間の通算措置は含まれていないが、他の19か国との社会保障協定には両方が含まれている。
- 4) 日本と韓国との社会保障協定の正式名称は「社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定」であるが、以下では「日・韓社会保障協定」と略称する。
- 5) 御船（2010）（2018a）（2018b）（2019a）（2019b）（2019c）（2019d）（2020a）（2020b）（2020c）（2020d）（2021a）（2021b）（2021c）（2021d）（2021e）を参照されたい。
- 6) 「社会保障協定の早期締結を求める」（2002年9月17日）、「社会保障協定の一層の締結促進を求める」（2006年10月17日）、「社会保障協定に関する要望」（2011年6月14日）、「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」（2018年6月19日）の4つの意見書である。「ベトナムとの社会保障協定の早期締結を求める」という要望書が出された背景には、ベトナムの改正社会保険法の施行に伴い、2018年1月から外国人労働者もベトナムの社会保険の加入対象となり、社会保険料負担が義務化され、二重負担が生じているという状況がある。なお、同要望書には、同様に社会保険料の二重負担が発生しているメキシコ、タイ、インドネシアに対しても早急に社会保障協定締結の交渉を開始すべきとの意見も表明されている。さらに最近の動向について補足しておく、日本経済団体連合会は日韓経済協会と連名で2018年9月18日に「日韓社会

2006年10月に発表された意見書「社会保障協定の一層の締結促進を求める」に添付された「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算」において、2005年にASEAN、EU、中南米の24か国において実態調査を行った結果、13か国（イタリア、チェコ、ブラジル、スペイン、ハンガリー、スウェーデン、フィリピン、オーストリア、メキシコ、ポーランド、ギリシャ、アルゼンチン、ベネズエラ）で社会保険料の二重払いが生じていたことを明らかにし、その金額が13か国合計で約120億円となったという推計結果を公表した。

また、2011年6月の意見書において、社会保障協定発効済の12か国（当時は12か国だった）における社会保険料の負担軽減効果は合計で約770億円であったことを紹介している。ただし、推計方法や使用データ等、詳細は明らかにされていない。本稿は、こうした研究の隙間を埋めようとする一連の研究の1つである⁷⁾。

I 韓国に進出している日系企業の実態

1. 韓国の在留邦人数

外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計（平成29年要約版）」（以下「外務省データ」という）によれば、2016年10月1日現在における韓国の在留邦人数は38,045人であり、その内訳は表1のとおりである。2016年の韓国の在留邦人数は前年（2015年）より15人減少している。

ここで「在留邦人」とは、海外（本稿の場合には韓国）に3か月以上在留している日本国籍を有する者を指す。在留邦人は「永住者」と「長期滞在者」の2つに分けられる。「長期滞在者」とは、3か月以上の海外在留者のうち、海外での生活は一時的なもので、いずれ日本に戻るつもりの方を指す。一方「永住者」とは、（原則として）当該在留国等より永住権を認められており、生活の本拠をわが国から海外へ移した邦人を指す。

保障協定に関する要望」を提出した。日本は韓国とはすでに2005年に公的年金制度に関して社会保障協定を締結しているが、それにより年金の二重加入問題は解消したものの、年金の受給資格期間の期間通算の規定は除かれているため（注3）を参照）、日系企業の派遣従業員の派遣期間が5年を超えた場合に年金保険料が掛け捨てになる事態が生じている。そこで、社会保障協定を改定して期間通算の規定を加えるべきだとの要望が出された。

- 7) 実は、社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額については、協定締結案が国会で審議される際に政府の試算結果が示されている。また、多くの場合、その金額は、外務省のホームページにおいて、各国との社会保障協定のサイトの「概要」という資料に記載されている。試算は厚生労働省が行っているようだが、使用データ、算出方法等の詳細は一切公表されていないので確認のしようがない。また、金額の大きさは（試算時期の違い等もあって）日本経済団体連合会等が行った試算額と比較しても大きく乖離しているケースが多い。

表1 韓国の在留邦人数（2016年10月1日現在）

(1) 在留タイプ別

(単位：人)

在留タイプ	総数(a) (=b+c) (=a ₁ +a ₂)	男性(a ₁) (=b ₁ +c ₁)	女性(a ₂) (=b ₂ +c ₂)	本人(b) (=b ₁ +b ₂)	男性(b ₁)	女性(b ₂)	同居家族 (c) (=c ₁ +c ₂)	男性(c ₁)	女性(c ₂)
永住者	10,261	3,206	7,055	4,629	353	4,276	5,632	2,853	2,779
長期滞在者	27,784	11,432	16,352	14,375	5,100	9,275	13,409	6,332	7,077
民間企業関係者	5,618	3,857	1,761	3,473	3,166	307	2,145	691	1,454
報道関係者	96	49	47	41	34	7	55	15	40
自由業関係者	693	394	299	392	248	144	301	146	155
留学生・研究者・教師	3,564	1,035	2,529	2,893	738	2,155	671	297	374
政府関係職員	268	148	120	127	101	26	141	47	94
その他	17,545	5,949	11,596	7,449	813	6,636	10,096	5,136	4,960
在留邦人全体	38,045	14,638	23,047	19,004	5,453	13,551	19,041	9,185	9,856

(2) 年代別

(単位：人)

年代	総数	男性	女性
60歳以上	1,365	873	492
50歳代	4,754	1,318	3,436
40歳代	6,454	1,587	4,867
30歳代	4,624	1,108	3,516
20歳代	4,170	1,382	2,788
20歳未満	16,678	8,370	8,308
在留邦人全体	38,045	14,638	23,407

出所) 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」。

韓国の在留邦人数 38,045 人のうち、永住者数は 10,261 人 (27.0%) で前年より 1,328 人増加し (増加率 14.9%)、長期滞在者数は 27,784 人 (73.0%) で前年より 1,343 人減少している (減少率 4.6%)。

「本人」とは、「在留届の筆頭者」を指す (住民票でいう「世帯主」に相当する)。また、「同居家族」とは、「在留届の『同居家族』欄に記載されている者」を指す。

「民間企業関係者」とは、以下の者を指す。

- (ア) 商社、銀行、証券、保険、製造業、運輸 (船舶、航空)、土木、建設、広告、宣伝、水産、鉱業、林業、旅行斡旋、倉庫、不動産、その他の営利企業およびその関連団体の職員 (現地採用職員を含む。以下同じ)
- (イ) 経済団体 (NGO、NPO 等を含む) の職員
- (ウ) 外国企業 (本邦における支社や現地法人の有無を問わない) の職員

「報道関係者」とは、以下の者を指す。

(エ) 新聞、雑誌、放送、通信社など報道機関の特派員

(オ) 上記報道機関の現地採用職員

本稿における分析対象は日系企業の派遣従業員であるので、自由業や自営業の人は除かれる。定義により「報道関係者」とは「報道機関の特派員」なので、ここには個人ジャーナリストは含まれていないとみなすことができる。ゆえに、分析対象を「民間企業関係者」と「報道関係者」に限定して差し支えないと思われる。

表1-(1)によれば、長期滞在者に占める民間企業関係者と報道関係者の合計の割合は約20.6%である。本稿における分析対象は、民間企業関係者(5,618人)と報道関係者(96人)のうちの「本人」であり、その人数は3,514人(民間企業関係者3,473人、報道関係者41人)である。本人の男女別内訳は男性が3,200人、女性が314人となっている。

以下では民間企業に報道関係企業を含めて「民間企業」と呼ぶこととする。

在留邦人の年代別人数を見ると(表1-(2))、20歳未満が最も多く(全体の43.8%)、次いで40歳代(同17.0%)、50歳代(同12.5%)、の順になっていることがわかる。

2. 韓国に進出している日系企業数

次に、表2に記載されている各項目に従って「日系企業」に関連する用語の意味を確認しておこう。

まず「日系企業」とは、本邦企業(または日本人)が出資している海外の企業を指す。日系企業は、大きく「本邦企業」と「現地法人企業」の2つに分けられる。

本邦企業とは現地法人化されていない日系企業であり、日本国内に登録されている(本社がある)企業を指す。本邦企業は「支店」と「駐在員事務所、出張所等」の2つに区分される。一方、現地法人企業とは、本邦企業(または日本人)が海外に設立した現地法人を指す。現地法人企業は、さらに「本邦企業が海外に設立した現地法人」と「日本人が海外に渡って興した企業」の2つに区分される。

本邦企業が海外に設立した現地法人は、「本邦企業が100%出資した現地法人」と「本邦企業が外国企業との共同出資で設立した現地法人(合弁企業)」の2つを指す。なお、本邦企業が100%出資した現地法人は、「本店」と「支店、駐在員事務所、出張所等」の2つに区分されている。

「日本人が海外に渡って興した企業」とは、日本人が、本邦企業とは関係なく、海外に渡って興した企業を指す。

外務省データによれば、2016年10月現在、韓国に進出している日系企業数(拠点数)は695社である。10年前の2006年10月には517社であったから、この10年間で3割以

上増加していることになる。

その内訳を示したものが表2である。表2-(1)によれば、日系企業の韓国への進出形態では、現地法人企業が多いことがわかる（全体の90.6%）。一方、表2-(2)で産業別進出企業数を見ると、「製造業」が圧倒的に多く、製造業に分類される企業数は、進出企業全体の58.8%を占めている。

表2 韓国に進出している日系企業数（2016年）【外務省データ】

(1) 進出形態別企業数

（単位：社，％）

進出形態	企業数	割合
本邦企業	65	1.4
支店	30	0.7
駐在員事務所，出張所等	35	0.8
現地法人企業	630	13.7
本店	292	6.4
支店，駐在員事務所，出張所等	68	1.5
合併企業	260	5.7
日本人が海外で興した企業	10	0.2
合計	695	100.0

(2) 産業別企業数

（単位：社，％）

産 業	企業数	割合
農業，林業	1	0.1
鉱業，採石業	1	0.1
建設業	7	1.0
製造業	409	58.8
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1
情報通信業	7	1.0
運輸業，郵便業	56	8.1
卸売業，小売業	99	14.2
金融業，保険業	15	2.2
不動産業，物品賃貸業	7	1.0
学術研究，専門・技術サービス業	7	1.0
宿泊業，飲食サービス業	23	3.3
生活関連サービス業，娯楽業	6	0.9
教育，学習支援業	4	0.6
医療，福祉	3	0.4
複合サービス事業	1	0.1
サービス業（他に分類されないもの）	47	6.8
分類不能の産業	1	0.1
合計	695	100.0

出所) 表1と同じ。

ところで、以上で見てきた外務省データの他に、実は、韓国の日系企業数を示す統計はもう1種類存在する。それが『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧』に記載されているデータ（以下「東洋経済データ」という）である。2016年10月現在の韓国の日系企業数について、東洋経済データを示したものが表3である。

表2と表3を比較すると、企業数が全く異なっていることに気付く。表2の外務省データは、各国在外公館（本稿の場合は韓国の日本大使館等）が収集した情報や各企業へのアンケート調査により得た情報を集約したものである。それに対して、表3の東洋経済デー

表3 韓国に進出している日系企業数（2016年）【東洋経済データ】

(1) 進出形態別企業数 (単位：社、%)

進出形態	企業数	割合
本邦企業	98	9.6
現地法人企業	927	90.4
合 計	1,025	100.0

(2) 産業別企業数

(単位：社、%)

産 業	本 邦 企業数	現地法人 企業数	合計 (a)	派遣従業員 ゼロの 企業数	派遣従業員 のいる 企業数(b)	派遣従業員 のいる 企業の割合 (b/a)
農業、林業		1	1		1	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業		1	1		1	100.0
建設業	2	6	8		8	100.0
製造業	46	371	417	66	351	84.2
電気・ガス・熱供給・水道業		2	2		2	100.0
情報通信業	7	54	61	7	54	88.5
運輸業、郵便業	4	24	28	5	23	82.1
卸売業、小売業	23	348	371	52	319	86.0
金融業、保険業	10	16	26	6	20	76.9
不動産業、物品賃貸業	1	6	7		7	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	2	18	20	1	19	95.0
宿泊業、飲食サービス業	1	11	12		12	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	1	6	7		7	100.0
サービス業（他に分類されないもの）	1	63	64	11	53	82.8
合 計	98	927	1,025	148	877	85.6

注1) 「本邦企業」には、支店、駐在員事務所、出張所等を含む。

2) 「現地法人企業」には、本店、支店、駐在員事務所、出張所等、合弁企業、日本人が海外で興した企業を含む。

出所) 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017 (国別編)』、『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017 (会社別編)』。

タは、東洋経済新報社が国内の企業（6,500社余り）へのアンケート調査で得た情報を集計したものである。東洋経済データと比べると外務省データでは、本邦企業も現地法人企業も3分の2程度しかカバーされていない。そこで、われわれは、東洋経済データの方をデータベースとして採用することとする。

そうすると、韓国に進出している日系企業数は1,025社ということになるが、われわれが分析対象とするのは韓国に従業員を派遣している日系企業である。すなわち、韓国に進出してはいるが、日本から従業員を現地に送り込んでいない企業は分析の対象外である。1,025社のうち、派遣従業員がゼロの企業が148社ある（表3参照）。したがって、分析対象とする日系企業数は877社となる⁸⁾。

II 韓国の日系企業への派遣従業員数の推計

前節において、韓国の派遣従業員総数を確認し、韓国に派遣従業員を送り込んでいる日系企業の総数を推計した。次に、われわれは、韓国の日系企業でそれぞれ何人の派遣従業員が働いているかを推計する必要があるが、推計作業の大前提として以下の仮定を置く。

仮定1：民間企業派遣従業員（本人）の派遣期間は全員5年以内である。

すなわち、民間企業派遣従業員（本人）は全員日・韓社会保障協定の適用対象となると仮定するのである。

次に、民間企業派遣従業員数を年代別に推計するに当たり、次の仮定を置く。

仮定2：民間企業派遣従業員の中に60歳以上と20歳未満の年代の人はいない。

民間企業の定年年齢を60歳と考えると、60歳以上の高齢の海外派遣従業員（本人）はほとんどいないとみなしても差し支えないのではないか。一方、20歳未満の在留邦人は、ほとんどが海外派遣社員の家族か留学生であって、派遣従業員本人であることはまずないと思われる。この仮定の下、われわれは、20歳代以上60歳代未満の在留邦人数をベースにして推計作業を進めることにする。要するに、民間企業派遣従業員の総数3,514人は、

8) 表3の「派遣従業員ゼロの企業数」の148社は、東洋経済新報社のアンケートに対して派遣従業員がゼロである旨を明確に回答した企業の数であり、実は、圧倒的多数の企業は派遣従業員数を回答しておらず、不明である。したがって、表3の「派遣従業員がいる企業数」の877社の中に実際は派遣従業員がいない企業が含まれている可能性は極めて高いが、残念ながらそれを確認する術がない。

全員 20 歳代から 50 歳代の人たちであるとみなすのである。

続いて、民間企業派遣従業員の総数 3,514 人が年代別にどのように分布しているかを男女別に推計する作業を行うが、ここでも次の仮定を置いて計算する。すなわち、

仮定 3：民間企業派遣従業員（男女別）の年代別分布は、在留邦人（男女別）の（20 歳代から 50 歳代までの）分布と同一である。

表 1-(2) より、男性の在留邦人の 20 歳代から 50 歳代までの人数の合計は 5,395 人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20 歳代が 25.6%、30 歳代が 20.5%、40 歳代が 29.4%、50 歳代が 24.4%となる（四捨五入の関係で合計が 100%にならない）。この割合を男性の民間企業派遣従業員の人数である 3,200 人に当てはめて計算すると、男性の民間企業派遣従業員の各年代の人数は、20 歳代が 820 人、30 歳代が 657 人、40 歳代が 941 人、50 歳代が 782 人となる。

同様に表 1-(2) より、女性の在留邦人の 20 歳代から 50 歳代までの人数の合計は 14,607 人である。この合計人数に占める各年代の人たちの割合を計算すると、それぞれ、20 歳代が 19.1%、30 歳代が 24.1%、40 歳代が 33.3%、50 歳代が 23.5%となる。この割合を女性の民間企業派遣従業員の人数である 314 人に当てはめて計算すると、女性の民間企業派遣従業員の各年代の人数は、20 歳代が 60 人、30 歳代が 75 人、40 歳代が 105 人、50 歳代が 74 人となる。

先の表 2 および表 3 の産業別分類は「日本標準産業分類」における「大分類」に該当する。大分類の下には「中分類」の産業があり、さらにその下に「小分類」の産業がある。ここでは、中分類の産業を「業種」と呼び、業種ごとの派遣従業員数の推計を行いたい。ところが、われわれが利用している東洋経済データの業種の分類は日本標準産業分類における中分類に準拠していない。そこで、東洋経済データに依拠する関係上、ここでは、東洋経済データにおいて分類されている業種に基づいて企業数や派遣従業員数を推計することにする。その際、次の仮定を置く。

仮定 4：産業別（業種別）企業数の分布と、産業別（業種別）派遣従業員数の分布は同じである。

東洋経済データによれば、2016 年に韓国に進出している日系企業 877 社は、14 産業、63 業種にわたっている。韓国進出企業全体の年代別・男女別派遣従業員数は、前述のように、仮定 2 および仮定 3 の下で推計できている。その人数を今度は各業種に属する企業

表4 韓国の日系企業の産業別・業種別・年代別・男女別派遣従業員数(2016年)

(単位:社,人)

産業	業種	企業数	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
農業、林業	農林水産	1	1		1		1		1		4		4
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業	1	1		1		1		1		4		4
建設業	建設	8	7	1	6	1	9	1	7	1	29	4	33
製造業	食料品	7	6	1	5	1	8	1	6	1	25	4	29
	繊維・衣服	9	8	1	7	1	10	1	8	1	33	4	37
	化学	84	79	6	63	7	90	10	75	7	307	30	337
	医薬品	7	7	1	5	1	8	1	6	1	26	4	30
	ゴム製品	6	6		5	1	6	1	5	1	22	3	25
	ガラス・土石	13	12	1	10	1	14	2	12	1	48	5	53
	鉄鋼	6	6		4	1	6	1	5	1	21	3	24
	非鉄金属	9	8	1	7	1	10	1	8	1	33	4	37
	金属製品	12	11	1	9	1	13	1	11	1	44	4	48
	機械	71	66	5	53	6	76	9	63	6	258	26	284
	電気機器	61	57	4	46	5	66	7	54	5	223	21	244
	輸送機器	37	35	3	28	3	40	4	33	3	136	13	149
	精密機器	16	15	1	12	1	17	2	14	1	58	5	63
他製造業	13	12	1	10	1	14	2	12	1	48	5	53	
電気・ガス・熱供給・水道業	電力・ガス(熱供給)	1	1		1		1		1		4		4
	電力・ガス(電力)	1	1		1		1		1		4		4
情報通信業	通信・放送	10	9	1	7	1	11	1	9	1	36	4	40
	映像・音楽	2	2		1		2		2		7		7
	情報・システム・ソフト	42	39	3	31	4	45	5	37	4	152	16	168
運輸業、郵便業	貨物輸送	5	5		4	1	5	1	5	1	19	3	22
	海運	4	4		3		4		4		15		15
	航空	1	1		1		1		1		4		4
	倉庫・物流関連	13	12	1	10	1	14	1	12	1	48	4	52
卸売業、小売業	総合卸売	15	14	1	11	1	16	2	13	1	54	5	59
	繊維・衣服卸売	7	6	1	5	1	8	1	6	1	25	4	29
	食料品卸売	2	2		2		2		2		8		8
	化学卸売	41	38	3	31	4	44	5	37	4	150	16	166
	医薬品卸売	6	6	1	5	1	6	1	5	1	22	4	26
	ガラス・土石卸売	7	6		5	1	8	1	6	1	25	3	28
	鉄鋼・金属卸売	15	14	1	11	1	16	2	13	1	54	5	59
	機械卸売	51	48	3	38	4	55	6	45	4	186	17	203
	電気機器卸売	102	95	7	76	9	110	12	91	9	372	37	409
	輸送用機器卸売	14	13	1	10	1	15	2	12	1	50	5	55
	精密機器卸売	19	18	1	14	2	20	2	17	2	69	7	76
	他卸売	26	24	2	19	2	28	3	23	2	94	9	103
	スーパー	2	2		2		2		2		8		8
	専門店(衣料品)	3	3		2		3		3		11		11
	専門店(その他)	2	2		1		2		2		7		7
他小売	7	6		5	1	8	1	6	1	25	3	28	
金融業、保険業	銀行	7	7	1	5	1	8	1	6	1	26	4	30
	証券	1	1		1		1		1		4		4
	投信・投資顧問	2	2		1		2		2		7		7
	貸金・信販・カード	1	1		1		1		1		4		4
	投資業等	4	4		3		4	1	4		15	1	16
	他金融	1	1		1		1		1		4		4
	生命保険	1	1		1		1		1		4		4
	損害保険	3	3		2		3		3		11		11
不動産業、物品賃貸業	不動産	5	5		4		5	1	4		18	1	19
	リース	2	2		2		2		2		8		8
学術研究、専門・技術サービス業	コンサルティング	7	6	1	5	1	8	1	6	1	25	4	29
	広告	5	5		4	1	5	1	5		19	2	21
	統括会社	7	6	1	5	1	8	1	6	1	25	4	29

宿泊業、飲食サービス業	ホテル	2	2		1		2		2		7		7
	飲食・外食	10	9	1	7	1	11	1	9	1	36	4	40
生活関連サービス業、娯楽業	旅行	5	5		4		5	1	4		18	1	19
	レジャー・娯楽	2	2		2		2		2		8		8
サービス業 (他に分類されないもの)	人材派遣・業務請負	5	5		4		5	1	4		18	1	19
	建物管理・警備	3	3		2		3		3		11		11
	機械等修理	5	5		4		5	1	4		18	1	19
	他サービス	40	37	3	30	3	43	5	36	3	146	14	160
合計		877	820	60	657	75	941	105	782	74	3,200	314	3,514

注) 「業種」の分類表記は東洋経済データにおける分類表記である。以下の表5、6についても同様。
出所) 表3と同じ。

数の割合で按分して業種ごとの派遣従業員数を求めるのである⁹⁾。これらの推計結果をまとめたものが表4である。

以上で、韓国進出日系企業の業種別・年代別・男女別の派遣従業員数が推計できた。次の作業は、業種別・年代別・男女別の派遣従業員の賃金を推計することであるが、その前に、次節で韓国の公的年金制度について概観しておこう。

Ⅲ 韓国の公的年金制度の概要

本節では、韓国の公的年金制度の概要を説明する¹⁰⁾。

韓国の公的年金制度の歴史は比較的浅い。韓国で公的年金制度がスタートしたのは1960年、国家公務員・地方公務員を対象とする「公務員年金」の創設からであった。その後、1963年に公務員年金から分離して「軍人年金」が設けられ、1975年には私立学校の教員を対象とする「私立学校教員年金」が設けられた（その後、私立学校職員も対象に加えられたので、現在では「私立学校教職員年金」と呼ばれている）。以上に加え、郵便局職員を対象とする「別定郵便局職員年金」も設けられている。これらは「特殊職域年金」と呼ばれている。

民間企業の従業員や自営業者等を対象とする公的年金制度は、1988年に「国民年金」として導入された。国民年金の対象者は、当初、保険料の負担能力が相対的に高いとみなされた、従業員10人以上の民間事業所に適用されたが、1992年には従業員5人以上の民

9) 計算の過程では、当然のことながら小数点以下の端数が出る。人数は整数なので、四捨五入して整数化しているが、それらを合計した人数が、各年代別の推計値と一致しないケースが生じる。その場合には派遣企業の実従業員数の規模等に応じた調整を行っている。

10) 以下の説明は、小島(2017)、藤森(2016)、Social Security Administration(2016)、厚生労働省「2016年海外情勢報告」等に多くを負っている。なお、ここで紹介する制度の内容は、本稿が分析対象とする時期(2016年)に実施されていたものであり、その後変更された項目や個所があるが、本稿の議論には関係しないのでその点には言及しない。

間事業所に適用範囲が拡大され、1995年には農漁村地域の住民と自営業者が対象者に加わった。そして1999年には、適用範囲は、都市地域の住民、自営業者、零細事業従業員、臨時職・日雇職勤労者にまで拡大された。さらには2003年に従業員5人未満の民間事業所に適用範囲が拡大された。

以上、韓国の公的年金制度は「国民年金」「公務員年金」「軍人年金」「私立学校教職員年金」「別定郵便局職員年金」の5つの制度で構成されていることを述べたが、このうち、韓国に進出している日系企業および派遣従業員に関係するのは「国民年金」である。そこで以下では国民年金制度の仕組みを中心に説明しよう。

国民年金の被保険者は次の3種類に分けられる。① 18～60歳未満の被用者は「事業所加入者」として国民年金制度への加入が義務付けられる。② 18～60歳未満の自営業者および27歳以上の無業者は「地域加入者」として同じく加入が義務付けられる。③ 専業主婦（所得のない配偶者）、26歳以下の無業者（学生、兵役に就いている者等）、生活保護受給者等は国民年金制度に任意加入できる¹¹⁾。

国民年金の保険料率（2016年）は、上記3種類の被保険者すべてに9%が課せられる。ただし、事業所加入者の保険料は労使折半であり（すなわち、被用者4.5%、使用者4.5%）、地域加入者と任意加入者は9%全額自己負担である。

国民年金の事業所加入者の場合、保険料は被用者の標準報酬（賃金）に保険料率（9%）を掛けて算出するが、計算ベースとなる標準報酬には下限と上限がある。すなわち、下限は月額28万ウォン（約2万6,200円¹²⁾）、上限は月額434万ウォン（約40万6,700円）である。すなわち、所得が月額28万ウォン未満の被用者は保険料負担を免除される。一方、所得が月額434万ウォン以上の被用者の保険料は、所得がどれだけ多くても保険料は所得が月額434万ウォンの者と同額である。

2016年現在の支給開始年齢は61歳である。支給開始年齢は2013年以降5年ごとに1歳ずつ引き上げられ、最終的に2033年に65歳になる予定である。国民年金を受け取るための保険料の最低拠出期間は10年である。60歳以上で加入期間が10年に満たない者は任意継続加入者として被保険者期間を延長し、保険料を払い続けることができる。なお、この任意継続加入者の保険料率も9%で、全額自己負担である。

11) 韓国の国民年金制度には日本の「第3号被保険者制度」（無所得の専業主婦は保険料負担を免除されるが、年金の支給は受けられるという制度）のような制度はない。国民年金の事業所加入者の専業主婦の妻だけでなく、公務員や軍人等の専業主婦の妻も、任意加入で国民年金に加入しないと老後に年金を受給できない。

12) 1ウォン=0.0937円（IMFによる2016年平均為替レート）で計算している。

国民年金の老齢年金給付額は、次の算定式で計算される「基本年金額」がベースとなる。

基本年金額（年額）

$$\begin{aligned}
 &= (2.4Y + 1.8Z) \times (1 + 0.05n / 12) \times (P_1 / P) \quad (\leftarrow 1998 \text{ 年以前：所得代替率 } 70\%) \\
 &+ 1.8 (Y + Z) \times (1 + 0.05n / 12) \times (P_2 / P) \quad (\leftarrow 1999 \sim 2007 \text{ 年：同 } 60\%) \\
 &+ 1.5 (Y + Z) \times (1 + 0.05n / 12) \times (P_3 / P) \quad (\leftarrow 2008 \text{ 年：同 } 50\%) \\
 &+ 1.485 (Y + Z) \times (1 + 0.05n / 12) \times (P_4 / P) \quad (\leftarrow 2009 \text{ 年：同 } 49.5\%) \\
 &\dots\dots\dots \\
 &+ 1.2 (Y + Z) \times (1 + 0.05n / 12) \times (P_{23} / P) \quad (\leftarrow 2028 \text{ 年：同 } 40\%)
 \end{aligned}$$

上記算定式中の記号の意味は次のとおりである。

Y ：すべての被保険者の平均月額所得（年金支給開始直前の3年間）

Z ：当該被保険者本人の基本月額所得（標準報酬月額）平均値（全保険加入期間）

n ：被保険者本人の保険加入期間のうち20年を超えた月数

P ：被保険者本人の全保険加入月数

P_1 ：1998年以前の保険加入月数

P_2 ：1999～2007年の保険加入月数

P_3 ：2008年の保険加入月数

P_4 ：2009年の保険加入月数

P_{23} ：2028年の保険加入月数

なお、上記算定式中、 Y および Z に掛けられる乗率は、2008年の1.5から毎年0.015ずつ減少し、2028年には1.2となる予定である。

この算定式からわかるように、韓国政府は、保険料を据え置いたまま、所得代替率（高齢者の年金給付額の現役世代の平均所得額に対する割合）を徐々に引き下げていく方針だ。具体的には、2007年に国民年金法を改正し、2008年に所得代替率をそれまでの60%から50%に引き下げた。そしてそれ以降も毎年0.5%ずつ所得代替率を引き下げて最終的に2028年に40%になるまで続けることを決めた。

国民年金制度に20年以上加入して61歳になった者は、基本年金額が満額受給できる（この年金を「完全老齢年金」と呼ぶ）。加入期間が20年未満10年以上の者の場合には、加入期間に応じて完全老齢年金額の50%から95%の範囲で年金支給額が減額される。一方、加入期間が20年を超える場合には、超過年数が1年ごとに完全老齢年金額の5%が加算され、40年加入だと平均所得の46%が受給できる。

この基本受給額に加えて、一定の要件を満たす者には、家族手当の性格を持つ「加給年金額」が支給される。また、基礎年金額も加給年金額も物価スライドが行われている。

ところで、上記算定式において、当該被保険者本人の基本月額所得（標準報酬月額）の平均値（全保険加入期間）（ Z ）に加えて、すべての被保険者の平均月額所得（年金支給開始直前の3年間）（ Y ）が使われていることに注意すべきである。被保険者本人の所得の多寡に関係なく被保険者全員に一律に適用される平均所得が Y である。 Y を加味することによって平均所得よりも所得の多い者の年金支給額を抑え、平均所得よりも所得の少ない者の年金支給額を引き上げる効果が期待できる。すなわち、年金支給の中に所得再分配機能が組み込まれているのである。

また、低所得や無年金の高齢者を救済するために、「基礎老齢年金制度」が2008年から実施された。これは、税を財源とし、一定の所得水準以下の高齢者に無拠出の給付を行う公的扶助制度である。同制度は2014年に給付水準を引き上げて「基礎年金制度」に改正された。

国民年金制度は原則として保険料収入だけで運営される。ただし、保険料の徴収や給付に関する事務等に係る費用の一部と農漁業者の保険料の一部は国庫が負担している。

国民年金の財政方式は修正積立方式である。前述したように、本制度が始動したのが1988年であるから、完全老齢年金の支給開始は20年後の2008年である。2016年の現在まで年数がさほど経過していない。韓国の年金制度は未成熟なのである。したがって、保険料収入と年金支給額を比べると、しばらくは保険料収入の方が多く、その分積立額が増加していくことが予想される。

2015年の国民年金制度への加入者数は約2,157万人、老齢年金受給者数は約315万人であり、同年の年金平均受給額は月額約31万ウォン（約2万9,000円）であった。

IV 韓国における日系企業の年金保険料負担軽減額の推計

1. 業種別・年代別・男女別の賃金の推計

業種別・年代別・男女別の賃金のデータ集としては『賃金センサス』がある。『賃金センサス』には、日本標準産業分類における産業中分類に従い、年齢別（5歳刻み）、男女別、企業規模別、学歴別等に分けた詳細な賃金データおよび関連データが掲載されている。われわれは、こうしたデータを利用して、業種別・年代別・男女別の賃金を推計したが、その際、計算の段階で次のような処理を行った。

- ① われわれの用いた派遣従業員の年代別区分は、10歳刻み（20歳代～50歳代）である。一方、『賃金センサス』における労働者の年代区分は5歳刻みである。したがって、5歳刻みの賃金を10歳刻みの賃金に換算する必要がある。そこで、5歳刻みの2つの賃金をそれぞれの労働者数で加重平均を取り、その値を10歳刻みの賃金の代表値とした。

表5 韓国に進出している日系企業の業種別・年代別・男女別賃金(2016年)

(単位：千円)

産 業	業 種	日本標準産業分類の中分類における業種		企業規模別企業数		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代			
		A	B	C	1	2	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
							賃金	賃金	賃金	賃金	賃金	賃金			
農業、林業	農林水産	その他の小売業		1		3,203	2,768	4,236	3,334	5,048	3,450	5,712	3,473		
		穀業・採石業、砂利採取業		1		3,314	2,671	4,033	3,087	4,522	3,081	4,720	3,254		
建設業	建設	総合工事業		6	2	5,211	3,894	7,641	5,136	9,072	5,299	9,669	5,634		
		食料品製造業		3	3	3,507	2,956	4,511	3,112	5,264	3,037	5,056	2,741		
製造業	繊維・衣服	繊維工業		5	3	3,690	2,750	4,946	3,307	6,196	3,662	6,975	3,641		
		化学工業		46	31	4,348	4,572	6,160	4,966	7,837	6,311	9,172	6,115		
		医薬品		5	2	4,494	4,891	6,414	5,247	8,238	6,879	9,806	6,736		
		ゴム製品		5	1	4,338	3,658	5,631	3,856	6,713	4,209	7,372	4,249		
		ガラス・土石		10	2	4,156	3,516	5,712	4,020	7,350	4,257	8,580	4,503		
		鉄鋼		3	2	4,127	3,593	5,592	4,189	6,908	4,297	7,378	4,345		
		非鉄金属		5	3	4,140	3,268	5,257	3,818	6,618	4,150	7,310	3,993		
		金属製品		4	5	3,924	3,039	4,973	3,447	6,055	3,664	6,467	3,677		
		機械		39	27	4,209	3,453	5,806	4,065	7,248	4,503	7,959	4,633		
		電気機器		35	20	4,168	3,478	5,592	3,864	7,137	4,104	7,988	4,434		
		輸送機器		19	17	4,212	3,566	5,668	4,119	6,928	4,683	7,576	4,894		
		精密機器		4	11	3,826	3,216	5,206	3,510	6,444	4,371	7,392	3,870		
		他製造業		6	7	4,126	3,792	5,678	3,914	7,057	4,624	7,845	4,291		
		電気・ガス・熱供給・水道業	電力・ガス(熱供給)	熱供給業		1		6,865	5,885	12,011	7,473	14,805	7,780	16,086	9,045
				電気業		1		4,590	3,883	6,296	4,338	8,253	4,657	9,335	5,400
		情報通信業	通信・放送	放送業		5	3	5,025	4,643	7,156	5,350	10,192	8,388	12,746	9,556
映像・音声				2		3,789	3,548	5,914	4,726	8,060	6,041	9,383	7,138		
情報サービス業				10	26	4,072	3,791	5,888	4,775	7,093	5,463	8,158	5,539		
貨物輸送				3	2	3,924	2,941	4,709	2,963	5,087	3,191	5,178	3,344		
運輸業、郵便業	海運	水運業		2	1	4,399	4,048	5,833	4,443	7,146	5,638	8,009	5,421		
		航空運輸業		1		4,870	3,484	9,500	5,046	16,124	8,060	14,947	9,103		
		倉庫		5	7	3,561	3,031	4,196	2,909	4,994	3,077	5,270	2,781		
		各種商品卸売業		10	5	5,823	5,058	9,753	6,302	12,179	6,623	13,229	7,634		
卸売業、小売業	繊維・衣服卸売	繊維・衣服等卸売業		1	6	3,869	3,214	5,174	3,618	6,182	3,891	6,922	3,665		
		食料品卸売業		1		3,630	3,405	6,230	3,862	5,934	4,069	6,641	4,189		
		化学卸売業		22	18	4,214	3,519	6,224	4,416	7,814	4,907	8,985	5,475		
		医薬品卸売業		5	1	4,349	3,930	6,580	4,775	8,530	5,370	9,365	5,822		
		ガラス・土石卸売		3	4	4,181	3,514	6,112	4,440	7,680	4,858	8,931	5,408		
		鉄鋼・金属卸売		6	9	4,169	3,510	6,073	4,440	7,635	4,841	8,899	5,384		
		機械卸売		28	21	4,355	3,718	6,144	4,501	7,922	5,340	9,222	6,166		
		電気機器卸売		55	43	4,348	3,715	6,137	4,495	7,903	5,333	9,197	6,146		

輸送用機器卸売	機械器具卸売業	10	4	4,503	3,795	6,275	4,611	8,263	5,483	9,702	6,532
精密機器卸売	機械器具卸売業	15	3	4,537	3,800	6,290	4,622	8,364	5,513	9,824	6,642
他卸売	その他の卸売業	10	14	3,566	3,566	4,399	4,399	5,001	5,001	4,952	4,952
スーパー	各種商品小売業	1	1	3,420	2,469	3,885	2,661	4,501	3,220	5,505	3,087
専門店(衣料品)	繊維・衣服・身の回り品小売業	3	1	3,274	2,786	4,653	3,135	6,292	2,746	7,073	3,241
専門店(その他)	その他の小売業	1	1	3,194	2,790	4,149	3,225	4,930	3,532	5,396	3,662
他小売	その他の小売業	6	1	3,200	2,774	4,211	3,303	5,014	3,473	5,622	3,527
	銀行業	5	1	4,230	3,627	8,895	5,141	10,943	6,293	10,893	6,029
	証券	1	1	4,090	4,003	6,290	4,797	8,413	5,928	8,122	5,263
	投資・投資顧問	1	1	4,606	3,838	8,893	7,013	12,306	8,025	13,835	9,414
	貸金・信販・カード	1	1	4,406	3,718	8,277	6,554	10,876	7,111	10,621	6,746
金融業、保険業	投資業等	4	4	5,743	4,947	11,836	7,371	15,697	8,305	14,099	8,885
	他金融	1	1	5,660	4,120	8,793	5,827	11,574	7,440	10,085	7,673
	生命保険	3	3	5,660	4,120	8,793	5,827	11,574	7,440	10,085	7,673
	損害保険	1	1	4,615	3,696	6,811	4,251	8,062	5,156	8,740	4,414
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業	1	1	3,790	3,381	5,632	4,263	7,489	4,677	8,396	4,479
	不動産	1	1	4,506	4,003	6,227	5,020	8,147	5,034	8,548	6,148
	リース	2	3	5,945	4,803	9,882	5,985	12,638	9,314	13,228	11,360
学術研究、専門・技術サービス業	コンサルティング	4	1	2,166	4,467	3,218	5,577	4,279	5,381	4,798	6,709
	広告	1	1	2,953	2,783	4,057	3,383	5,029	3,646	5,311	3,211
	総括会社	4	3	2,940	2,732	3,863	3,114	4,556	3,152	4,577	2,834
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	1	1	3,579	3,159	5,165	4,023	6,447	4,297	6,475	4,729
	飲食店	2	7	3,113	2,635	4,166	2,998	5,396	3,418	5,794	3,229
	飲食・外食	5	2	3,285	2,640	3,733	2,835	3,785	3,080	3,985	3,096
生活関連サービス業、娯楽業	旅行	1	4	3,747	2,831	4,726	3,326	5,384	3,404	4,609	3,040
	レジャー・娯楽	3	3	4,122	3,400	5,743	3,909	7,235	4,358	8,057	4,511
	人材派遣・業務請負	2	3	3,483	3,001	4,269	3,328	4,687	3,364	4,388	3,123
	建物管理・警備	13	19								
	機械等修理	8	8								
サービス業 (他に分類されないもの)	その他のサービス業	441	369								
合計			67								

注 1) 企業規模の分類は次のとおり。A：従業員1,000人以上。B：従業員100～999人。C：従業員10～99人。
 2) 「賃金センサス」には「農業、林業」の賃金データは掲載されていない。東洋経済データにおいて「農林水産」に分類されている企業名は「サカタのタネ」であるが、当該企業の事業内容に鑑み、ここでは「その他の小売業」の賃金を用いた。
 3) 同様に「賃金センサス」には「鉱業、採石業、砂利採取業」の賃金データは掲載されていない。東洋経済データにおいて「鉱業、採石業、砂利採取業」に分類されている企業名は「ヤバシイシタル」であるが、当該企業の事業内容に鑑み、ここでは「製業・土石製品製造業」の賃金を用いた。
 4) 「電力・ガス」の現地法人2社の業種は、日本標準産業分類の中分類においては、それぞれ「熱供給業」と「電気業」に該当する。しかし、出資元の日本企業名が「丸紅」と「東芝」であることに鑑み、前者の賃金は「各種商品卸売業」の賃金を用い、後者の賃金は「電気機器製造業」の賃金を用いることにした。
 出所) 「賃金センサス(平成28年賃金構造基本統計調査)」第2巻、「週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(国別編)」、「週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017(会社別編)」。

- ② 従業員の賃金は『賃金センサス』における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別支給額」の合計額とした。
- ③ 『賃金センサス』には学歴別（高校卒，高専・短大卒，大学・大学院卒）に賃金が記載されているが，外務省の「海外在留邦人数調査統計」には派遣従業員の学歴別データがない。そこで，便宜上，男女ともに『賃金センサス』における「学歴計」の賃金データを使用した。
- ④ 『賃金センサス』では，企業規模が3種類に分けられている（従業員1,000人以上，100～999人，10～99人）。韓国に進出している日系企業の規模はまちまちである。そこで，われわれは東洋経済データを利用して業種ごとに日系企業の企業規模および企業規模別賃金（男女別，年代別）を調べ，それを計算のベースとした。なお，同一業種に企業規模の異なる複数の企業が存在している場合には，企業規模別賃金を当該企業規模に属する企業数で加重平均した金額を求め，それを計算のベースとした¹³⁾。
- ⑤ 『賃金センサス』には賃金の記載がない業種がある。その場合には，同一産業内の他の業種で賃金の記載があるものを利用してデータの欠落をカバーした。

上記の処理方針の下で賃金を推計したものが表5である。Ⅱ節でも述べたように，東洋経済データにおける業種の分類は日本標準産業分類における中分類に準拠していない。業種別派遣従業員数は東洋経済データの業種の分け方に応じて推計した。一方，『賃金センサス』における業種は日本標準産業分類の中分類が採用されている。そこで，表5では，業種の欄を2つ設け，東洋経済データの業種と日本標準産業分類の中分類がどのように対応するかを示してある。

2. 公的年金保険料負担軽減額の推計

以上の作業を踏まえ，本節では，韓国における日系企業の公的年金保険料負担額（すなわち日・韓社会保障協定による公的年金保険料負担軽減額）を推計しよう。

韓国における日系企業の派遣従業員と企業が負担すべきであった公的年金保険料（国民年金保険料）は，上記表4にまとめた業種別・年代別・男女別の派遣従業員数と，表5にまとめた業種別・年代別・男女別の賃金額を突き合わせ，それらに国民年金保険料率（9.0%）を適用することによって推計できる。

13) たとえば，ある業種で日系企業が10社あり，そのうち7社が従業員1,000人以上（Aグループ）の企業，2社が従業員100～999人（Bグループ）の企業，1社が従業員10～99人（Cグループ）だとする。いま，20歳代男性の平均賃金がAグループの企業では W_A ，Bグループの企業では W_B ，Cグループの企業では W_C とすると，この業種の平均賃金を $(W_A \times 7 + W_B \times 2 + W_C \times 1) / 10$ で求めるのである。

表6 韓国の日系企業の社会保険料負担軽減額(2016年)

産業	業種	日本標準産業分類の 中分類における業種	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		男性計	女性計	合計	割合
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性				
			合計		合計		合計		合計					
農業、林業	農林水産	その他の小売業	288		381		439		439		1,547		1,547	0.1
	鉱業、採石業、砂利採取業	建設	298		363		407		425		1,493		1,493	0.1
建設業	建設	総合工事業	3,075	350	2,636	439	3,954	439	3,075	439	12,740	1,667	14,407	1.0
		食料品製造業	1,894	266	2,030	280	3,514	273	2,636	247	10,074	1,066	11,140	
		繊維・衣服	2,657	247	3,075	298	4,393	330	3,514	328	13,639	1,203	14,842	
		化学工業	30,912	2,469	27,675	3,075	39,536	4,393	32,947	3,075	131,070	13,012	144,082	
		医薬品	2,831	439	2,196	439	3,514	439	2,636	439	11,177	1,756	12,933	
		ゴム製品	2,342		2,196	347	2,636	379	2,196	382	9,370	1,108	10,478	
		ガラス・土石	4,489	316	4,393	362	6,150	766	5,271	405	20,303	1,849	22,152	
		鉄鋼業	2,229		1,757	377	2,636	387	2,196	391	8,818	1,155	9,973	
		非鉄金属	2,981	294	3,075	344	4,393	373	3,514	359	13,963	1,370	15,333	40.6
		金属製品	3,885	274	3,954	310	5,711	330	4,832	331	18,382	1,245	19,627	
		機械	25,000	1,554	23,282	2,195	33,386	3,648	27,675	2,502	109,343	9,899	119,242	
		電気機器	21,380	1,252	20,207	1,739	28,993	2,586	23,722	1,995	94,302	7,572	101,874	
		輸送用機械器具製造業	13,268	963	12,300	1,112	17,572	1,686	14,497	1,318	57,637	5,079	62,716	
		精密機器	5,165	289	5,271	316	7,468	787	6,150	348	24,054	1,740	25,794	
	他製造業	4,456	341	4,393	352	6,150	832	5,271	386	20,270	1,911	22,181		
電気・ガス・熱供給・水道業	電力・ガス(熱供給)	熱供給業	439		439		439		439		1,756		1,756	0.2
	電力・ガス(電力)	電気業	413		439		439		439		1,730		1,730	
情報通信業	通信・放送	放送業	3,954	418	3,075	439	4,832	439	3,954	439	15,815	1,735	17,550	
	映像・音楽	映像・音声・文字情報制作業	682		439		879		879		2,879		2,879	6.2
	情報・システム・ソフト	情報サービス業	14,294	1,024	13,618	1,719	19,768	2,196	16,254	1,757	63,934	6,696	70,630	
	貨物輸送	道路貨物運送業	1,766		1,695	267	2,196	287	2,196	301	7,853	855	8,708	
運輸業、郵便業	海運	水運業	1,584		1,318		1,757		1,757		6,416		6,416	2.5
	倉庫・物流関連	航空運輸業	438		439		439		439		1,755		1,755	
		倉庫・物流関連	3,846	273	3,776	262	6,150	277	5,271	250	19,043	1,062	20,105	
		総合卸売	6,150	439	4,832	439	7,029	879	5,711	439	23,722	2,196	25,918	
卸売業、小売業	織維・衣服卸売	織維・衣服等卸売業	2,089	289	2,196	326	3,514	350	2,636	330	10,435	1,295	11,730	
	食料品卸売	飲食料品卸売業	653		868		879		879		3,279		3,279	
	化学卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	14,413	950	13,618	1,590	19,329	2,196	16,254	1,757	63,614	6,493	70,107	
	医薬品卸売	その他の卸売業	2,349	354	2,196	430	2,636	439	2,196	439	9,377	1,662	11,039	
	ガラス・土石卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	2,257		2,196	400	3,514	437	2,636	439	10,603	1,276	11,879	
	鉄鋼・金属卸売	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	5,253	316	4,832	400	7,029	871	5,711	439	22,825	2,026	24,851	
		機械器具卸売業	18,815	1,004	16,693	1,620	24,161	2,636	19,768	1,757	79,437	7,017	86,454	36.8

(単位：千円、%)

電気機器卸売	37,172	2,340	33,386	3,641	48,322	5,271	39,975	3,954	158,855	15,206	174,061
輸送用機器卸売	5,268	342	4,393	415	6,589	879	5,271	439	21,521	2,075	23,596
機械器具卸売	7,350	342	6,150	832	8,786	879	7,468	879	29,754	2,932	32,686
その他の卸売業	7,703	642	7,522	792	12,300	1,318	10,104	879	37,629	3,631	41,260
スーパ－	616		699		810		879		3,004		3,004
専門店(衣料品)	884		838		1,318		1,318		4,358		4,358
専門店(その他)	575		373		879		879		2,706		2,706
専門小売	1,728		1,895	297	3,514	313	2,636	317	9,773	927	10,700
銀行	2,665	326	2,196	439	3,514	439	2,636	439	11,011	1,643	12,654
証券	368		439		439		439		1,685		1,685
貸金業、クレジットカード 業等非預金信用機関											
金融商品取引業、商品先物取引業	829		439		879		879		3,026		3,026
貸金・信販・カード	397		439		439		439		1,714		1,714
投資業等	1,586		1,318		1,757	439	1,757		6,418	439	6,857
金融商品取引業、商品先物取引業	439		439		439		439		1,756		1,756
他金融	439		439		439		439		1,756		1,756
生命保険	439		439		439		439		1,756		1,756
損害保険	1,318		879		1,318		1,318		4,833		4,833
不動産取引業	2,077		1,757		2,196	439	1,757		7,787	439	8,226
不動産、物品質貸業	682		879		879		879		3,319		3,319
リース											
専門サービス業	2,433	360	2,196	439	3,514	439	2,636	439	10,779	1,677	12,456
学術研究、専門・技術サービス業	2,196		1,757	439	2,196	439	2,196		8,345	878	9,223
広告	1,170	402	1,256	439	2,009	439	1,507	439	5,942	1,719	7,661
統括会社											
宿泊業	532		365		879		879		2,655		2,655
飲食・外食	2,381	246	2,433	280	4,510	284	3,707	255	13,031	1,065	14,096
旅行	1,611		1,757		2,196	387	1,757		7,321	387	7,708
レジャー・娯楽	560		750		879		879		3,068		3,068
生活関連サービス業、娯楽業											
職業紹介・労働者派遣業	1,478		1,344		1,703	277	1,434		5,959	277	6,236
人材派遣・業務請負	1,012		851		1,318		1,244		4,425		4,425
建物管理・警備	1,855		1,757		2,196	392	1,757		7,565	392	7,957
機械等修理業	11,598	810	11,525	899	18,140	1,514	14,217	843	55,480	4,066	59,546
その他のサービス業											
合計	305,467	19,931	282,324	28,789	410,199	42,803	340,140	30,175	1,338,130	121,698	1,459,828
割合	20.9	1.4	19.3	2.0	28.1	2.9	23.3	2.1	91.7	8.3	100.0

出所) 筆者作成。

推計に当たって、次の仮定を置く。

仮定 5：派遣従業員の形態は、全員国内法人に籍を置いたまま海外に出向する在籍出向である。

仮定 6：派遣従業員の賃金は、派遣先の企業や事業所が支払い、かつ国内で働いていた場合と同じ金額が支払われる。

こうした計算を、全産業、全業種の 20 歳代～50 歳代の全男女について行い、それらを集計すると、韓国における日系企業の派遣従業員に係る公的年金保険料負担の総額が推計されるが、計算の際に注意すべきは、すでにⅢ節で述べたように、被保険者の標準報酬（賃金）には下限（月額 28 万ウォン（約 2 万 6,200 円））と上限（月額 434 万ウォン（約 40 万 6,700 円））があることだ。日系企業の派遣従業員の場合、賃金が下限を下回る者はいないが上限を上回る者は多数いる。前述したように、賃金が月額 434 万ウォンを超える者は、賃金が月額 434 万ウォンの者と同額の保険料を負担する。月額の賃金 434 万ウォンは年額 5,208 万ウォンであり、日本円に換算すると約 488 万 1,000 円になる。表 5 において、年間の賃金が 488 万 1,000 円を超えるケースのセルを網掛けにしている。

以上の点を考慮して、韓国の日系企業の公的年金保険料負担額を推計すると、約 14.6 億円となる（表 6 参照）。

おわりに

本稿の目的は、2016 年において、韓国に進出している日系企業が、日・韓社会保障協定によって、どのくらいの社会保険料負担（公的年金保険料）を免れているかを推計することであった。韓国の場合、進出している日系企業数について、外務省データと東洋経済データに大きな開きがあったため、データ数が多く、個別企業名も把握できる東洋経済データを利用した。

そもそも派遣従業員一人一人の賃金がわからなければ公的年金保険料は計算できない。もとよりそのような個別情報が得られるわけはなく、われわれはいくつかの大胆な仮定（仮定 1～6）を置きながら、推計作業を進めた。その意味で、推計結果は極めて荒っぽいものといわざるを得ない。しかしながら、韓国における日系企業の社会保険料負担の軽減額を推計できたことの意義は小さくないと思われる。

われわれが推計した韓国における社会保険料（公的年金保険料）軽減額（約 14.6 億円）をどう評価するかはむずかしい。注 7）で言及した政府（厚生労働省）の試算によれば、日・韓国社会保障協定の締結による日系企業の社会保険料負担軽減額は約 6 億円と推計さ

れている¹⁴⁾。われわれの推計値は政府推計値の2.4倍である。

筆者は同様の手法で、引き続き他の国（社会保障協定の締結国も非締結国も）についても年金保険料負担軽減額（社会保障協定締結国）または年金保険料負担額（社会保障協定非締結国）を計測したいと思っている。

韓国における日系企業の社会保険料負担軽減額の評価は、他の国々の推計結果を出した後に改めて行いたい。

付記 本稿は、科学研究費（「社会保障協定が日本の海外進出企業に及ぼす影響に関する実証研究」（課題番号 26380375））による研究成果の一部である。

参考文献

- 植村真行（2019）「社会保障協定の意義と今後の課題—中日・中社会保障協定の締結を踏まえて—」『立法と調査』No.414, 111-123 ページ。
- 小島克久（2017）「韓国の社会保障（第4回）韓国の年金制度について」『社会保障研究』第1巻第4号, 861-864 ページ。
- 厚生労働省政策統括官（統計・情報制作担当）編（2017）『賃金センサス（平成28年賃金構造基本統計調査）』（全5巻）労働法令, 2017年7月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016（国別編）』第6654号, 東洋経済新報社, 2016年4月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2016（会社別編）』第6661号, 東洋経済新報社, 2016年5月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017（国別編）』第6721号, 東洋経済新報社, 2017年4月。
- 『週刊東洋経済 臨時増刊 海外進出企業総覧 2017（会社別編）』第6727号, 東洋経済新報社, 2017年5月。
- 藤森克彦（2016）「韓国の年金制度」『年金と経済』第35巻第1号（通巻第135号）84-87 ページ。
- 御船洋（2010）「社会保障の国際的調整—社会保障協定の現状と課題—」片桐正俊・御船洋・横山彰編著『グローバル化財政の新展開』中央大学出版部, 31-66 ページ。
- 御船洋（2018a）「社会保障協定締結による公的年金保険料負担削減効果の検証—ドイツの日系企業の場合—」『商学論纂』第59巻第3・4号, 539-573 ページ。
- 御船洋（2018b）「日系企業の海外における公的年金保険料負担額の推計—イタリアの日系企業の場合—」『企業研究』第33号, 57-77 ページ。
- 御船洋（2019a）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—オランダの日系企業の場合—」『企業研究』第34号, 1-23 ページ。
- 御船洋（2019b）「社会保障協定締結による日系企業の社会保険料負担軽減額の推計—ベルギーの日系企業の場合—」『商学論纂』第60巻第5・6号, 221-250 ページ。
- 御船洋（2019c）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—ルクセンブルクの日系企業の場合—」『企業研究』第35号, 1-20 ページ。
- 御船洋（2019d）「社会保障協定締結による日系企業の公的年金保険料負担軽減額の推計—アイルランドの日系企業の場合—」『商学論纂』第61巻第1・2号, 271-304 ページ。

14) 植村（2019）を参照せよ。

- 御船洋（2020a）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—ハンガリーの日系企業の場合—」『企業研究』第36号，1-20ページ。
- 御船洋（2020b）「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—スイスの日系企業の場合—」『商学論纂』第61巻第5・6号，481-523ページ。
- 御船洋（2020c）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—チェコの日系企業の場合—」『企業研究』第37号，1-19ページ。
- 御船洋（2020d）「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—スペインの日系企業の場合—」『商学論纂』第62巻第3・4号，151-180ページ。
- 御船洋（2021a）「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—フランスの日系企業の場合—」『経済研究』（成城大学）第231号，149-186ページ。
- 御船洋（2021b）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—カナダの日系企業の場合—」『企業研究』第38号，151-174ページ。
- 御船洋（2021c）「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—ブラジルの日系企業の場合—」『商学論纂』第62巻第5・6号，497-526ページ。
- 御船洋（2021d）「社会保障協定締結による社会保険料負担軽減効果の検証—インドの日系企業の場合—」『企業研究』第39号，249-272ページ。
- 御船洋（2021e）「社会保障協定締結による日系企業社会保険料負担軽減額の推計—イギリスの日系企業の場合—」『商学論纂』第63巻第3・4号，157-189ページ。

参考資料（URL）

- 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計（平成29年要約版）」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html）（2021年9月20日最終閲覧）
- 厚生労働省「2016年海外情勢報告」（<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/>）（2021年9月20日最終閲覧）
- （社）日本経済団体連合会・（社）日本在外企業協会・（社）日本貿易会（2006）「諸外国における社会保険料の二重払い規模試算（アンケートより）」（<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/069shiryo.pdf>）（2021年9月20日最終閲覧）
- 日本年金機構「社会保障協定」（<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/kyoteigaiyou/20141125.html>）（2021年9月20日最終閲覧）
- Social Security Administration（2016）*Social Security Programs Throughout the World: Asia and the Pacific*, 2016.（<https://www.ssa.gov/policy/docs/progdsc/ssptw/2016-2017/asia/index.html>）（2021年9月20日最終閲覧）